

## 科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

平成25年5月16日現在

機関番号：22604

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2011～2012

課題番号：23730071

研究課題名（和文）取調べの録音・録画制度のあり方および刑事司法に及ぼす影響

研究課題名（英文）Electronic Recording of Interrogation and Its Impact on Criminal Justice System

研究代表者

堀田 周吾（HOTTA SHUGO）

首都大学東京・社会科学部研究科・准教授

研究者番号：30381437

研究成果の概要（和文）：本研究は、わが国の実務において重要な捜査手段である取調べのあり方に大きな変革をもたらす録音・録画制度について、いかなる理論的基礎の下でこれを導入すべきかを考察した上で、具体的な制度設計の方向性を検討したものである。加えて、同制度の導入が刑事司法システム全体にもたらす影響を見据えながら、その対応策として、他の捜査手段を拡充する可能性についても検討を加えた。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this Study is to consider how electronic recordation of interrogation can be adopted in Japan, where interrogation is an essential means of criminal investigation. The Study first clarifies the theoretical foundation of the system, and then points out issues that arise when legislating the law. The Study also explores what other means of investigation can be utilized as countermeasures to the impact that the electronic recording would affect the whole criminal justice system.

交付決定額

（金額単位：円）

|       | 直接経費    | 間接経費    | 合計        |
|-------|---------|---------|-----------|
| 交付決定額 | 900,000 | 270,000 | 1,170,000 |

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学、刑事法学

キーワード：刑事訴訟法、取調べの録音・録画、新しい捜査手段

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 捜査段階において被疑者取調べが重要な位置を占めるわが国においては、従来より、それに伴う弊害の存在が指摘され、批判されてきた。事件の解明を追究する捜査官による取調べは、しばしば苛烈なものとなり、そこで得られた供述調書の証拠能力が否定されたり被疑者による虚偽自白によって冤罪が発生したりしてきたことは、周知のとおりである。そのような弊害に対する解決として、取調室の密室性の解消がいわれ、いわゆる「取調べの可視化」をめぐる様々な方策が

主張されてきた。最も有力だったのが、取調べ中の状況を録音・録画機器によって記録し、公判段階において供述調書の任意性の立証に活用するというものである。

(2) このような録音・録画制度の導入については、主に警察・検察の立場から強い反発・拒絶反応があったが、検察庁は平成18年より一部の事件について取調べ状況のDVD録画が実施された。また、鹿児島県議会選挙における公職選挙法違反をめぐる行き過ぎた取調べが行われたとされた「志布志事件」

や、富山県で発生した連続強姦に関して無実の者が有罪判決を受け服役した「富山事件」が大きな社会的反響を呼んだことを契機に、警察庁も平成20年から21年にかけて試行を実施した。

(3) こうした捜査実務の取り組みも相俟って、録音・録画制度をめぐる学界の議論は当時から盛んであった。そして、それは制度自体の是非論から、導入を前提とした具体的な制度設計の議論および立法提案の検討に進展しつつあった。

(4) しかしながら、それまでの国内の議論は、次の二点において課題を残していた。

第一に、取調べの録音・録画制度の理論的基礎の検討が十分になされていないため、制度設計の方針が定まらなかったことである。例えば、もし同制度が憲法上の要請であるならば、録音・録画の対象は全ての犯罪に及ぶであろうし、取調べの全過程が録音・録画されなければならない。他方、同制度が虚偽自白を防止するための政策的要請に基づくものであるならば、対象犯罪の限定や部分的な録音・録画も許されることになる。取調べの録音・録画の理論的基礎づけをいかに行うかは制度内容を大きく左右するものである。

第二に、わが国の捜査実務において被疑者取調べが占める重要性に鑑みたとき、録音・録画の制度が取調べのあり方、ひいては刑事司法全体への波及効果を考慮しなければならない。しかし、当時の立法論は、そうした視点にやや欠けていた。また、これに関連して、諸外国との比較は不可欠であるところ、アメリカ合衆国を筆頭に、当該国の捜査手続における取調べの重要性、録音・録画制度の導入が及ぼした影響などを踏まえた検討も、未だ十分ではなかった。

本研究は、こうした問題意識を出発点とするものであった。

## 2. 研究の目的

本研究は、昨今の捜査実務を取りまく状況から、取調べの録音・録画制度の導入が不可避であることを前提に、①同制度の理論的基礎を考察し、②それを踏まえた制度設計を考察することで、わが国における同制度のあり方を示す。その上で、③同制度がわが国の刑事手続にもたらすインパクトおよびそれへの対応について考察する。

①理論的基礎に関して具体的には、同制度を(1)憲法上の要請に基づくものであると位置づけるべきか、(2)政策的考慮に基づくものであると位置づけるべきか、を明らかにする。(1)の可否を決するためには、適正手続の保障

や自己負罪拒否特権の保障といった憲法上の原理についての基礎的な研究が必要である。(2)として位置づけるにしても、制度の政策目的やその達成手段の検討が不可欠である。

②制度設計に関して具体的には、(1)録音・録画の対象となる犯罪類型、(2)取調べ過程の一部または全過程のいずれを義務化するか、(3)録音・録画義務の例外をどのような範囲で設けるか、(4)義務に違反した場合の制裁(証拠排除の是非)などを明らかにする。ここでは、アメリカ合衆国の状況を参考にしたい。

取調べのあり方を大きく変える録音・録画制度の導入は、刑事司法全体がこれによって機能不全を生じないように配慮しなければならない。同制度が取調べによる被疑者供述の採取を困難にするのであれば、捜索・差押えや通信傍受・おとり捜査などの積極的な活用による客観証拠の収集手段の拡充、司法取引による被疑者供述の推奨、主観的要素を重視する実体刑法の改革、などの方策があり得る。本研究では、③取調べの録音・録画制度が刑事司法全体にもたらすインパクトを見据えて、捜査手段の拡充その他の改革の方向性についても検討を行う。

## 3. 研究の方法

主に文献調査によったが、アメリカ合衆国の状況を直にみるため、2012年9月にアメリカ・ボストンに渡航した。マサチューセッツ州最高裁判所は2005年に、取調べの録音・録画に関して注目される判決を出しているところ、同州上訴裁判所のガリー・カッツマン裁判官に面会し、実務の状況や同裁判官の意見を聴いた。また、サフォーク郡上級裁判所のジェラルダイン・ハインズ裁判官より、実務の状況について詳しく聴く機会を得た。加えて、ハーバード大学において在外研修中の裁判官(東京地方裁判所)とも意見交換を行った。

## 4. 研究成果

### (1) 主な成果

本研究から得られた成果は、取調べの録音・録画制度の理論的基礎、具体的な制度設計の方向性、刑事司法全体へのインパクトとその対応、という三点に分けることができる。

### (2) 録音・録画制度の理論的基礎

録音・録画制度をめぐるのは、これが憲法上の要請であるとする見解が有力に主張されている。その見解の可否を考察するにあたって、アメリカ合衆国の議論を参考にしたい。

アメリカ合衆国においては、合衆国憲法修正五条のデュー・プロセス条項と取調べの電

子的記録の関係は、判例上は捜査機関の証拠保存義務とそれに基づく被疑者のデュー・プロセス上の権利の問題として扱われてきたが、リーディングケースである合衆国最高裁判所のトロンベッタ判決とヤングブラッド判決を前提とする限り、捜査機関が義務として行うべき証拠保存の一環として取調べを電子的に記録することは求められていないという理解が、連邦の下級裁判所および州の裁判所において支配的である。この点、アラスカ州最高裁判所のステファン判決が、取調べの電子的記録がデュー・プロセスからの要請であるとする独自の解釈を示したが、その立場を踏襲する他州または連邦の判例は現れていない。学説においては、デュー・プロセスその他の憲法上の根拠を主張する見解もみられたが、こちらも多数の支持を得るには至っていない。

他方、わが国における取調べの録音・録画制度の導入に向けた議論は、広義の「取調べの可視化」の問題として、取調べ状況の書面化および弁護人の立会いに関するそれと、一定の連続性および共通性が認められる。もっとも、取調べ状況の書面化は、公判における自白の任意性立証を円滑にするための工夫として提案されたのに対して、弁護人の立会いおよび取調べの録音・録画制度は、主に取調べの適正確保および被疑者の権利保障の目的で主張されている。そのため、取調べの録音・録画も被疑者の憲法上の権利からの要請であるとする見解があることは上述のとおりだが、憲法解釈の観点あるいは比較法研究の観点から、いずれも採用することは困難であるといわなければならない。

そして、このような権利論から取調べの録音・録画制度をとらえるよりも、同制度の現実的な機能に着眼した考察が必要であるとの結論に達した。すなわち、録音・録画制度には、被疑者に対する暴行・脅迫や誘導などの不適正な手段が用いられることを抑止するという監督機能と、取調べの状況を DVD 等に記録し、これを事後的に検証できるようにするという記録機能が認められる。これらの機能を十分に発揮できる効果的かつ柔軟な制度設計を行う必要があるが、そのためには、上記機能を通じて被疑者の権利を保障するための政策的措置として同制度を位置づけるべきである。

### (3) 具体的な制度設計の方向性

① 被疑者の身柄拘束の有無や犯罪の軽重を問わず全ての事件における取調べを録音・録画の対象とすべきとの方針もあり得るが、これにかかる人的・物的資源の確保の点からも、また、録音・録画に期待される監督

機能および記録機能を必要としない事件が少なからず存在することからも、非現実的かつ不要である。

身柄を拘束されていない在宅被疑者に対する取調べは、被疑者の意思でいつでも取調室から退去することができる以上（刑法 198 条 1 項）、不適正な取調べが行われるおそれは比較的低いといえるので、取調室への出頭・滞留義務が課される身柄拘束中の被疑者に対する取調べをまずは対象とすべきであろう。

録音・録画の対象となる犯罪については、冤罪が発生した場合の不利益の大きさや自白の任意性が争われる頻度を踏まえると、重大事件をまずは優先すべきである。警察および検察でそれぞれ実施されている録音・録画の試行は現在、いずれも裁判員裁判対象事件を対象としているが、公判で任意性・信用性が争われた場合に審理の効率性や裁判員にとっての判断の容易性が求められることからしても、妥当な方向性であるといえる。なお、取調べや捜査の進行に応じて被疑事実が変遷するなど、対象事件の該当性の判断が困難な場合もあり得ると思われるので、一定の配慮が必要である。

被疑者が自白した事件を対象とするか否認している事件も含めるかは、録音・録画にどのような機能を求めるかに左右される。監督機能を重視する場合は否認事件についても録音・録画を実施すべきこととなるが、記録機能を重視する場合それは必然ではなく、被疑者が自白等の供述をして公判で任意性・信用性が問題となる可能性のある自白事件についてのみ録音・録画を実施すれば足りる。

② 録音・録画の範囲を取調べの開始から終了までの全過程とするか、被疑者の自白その他犯行の概略と核心部分について供述をした場合に作成した供述調書の読み聞かせや被疑者による閲覧・署名指印、被疑者自身が供述した内容に間違いがなく任意にした供述であること等を確認している状況（取調べの一部）で足りるとするかは、第一義的には録音・録画の監督機能と記録機能のいずれを重視するかに関わる。もっとも、記録機能を重視して一部録音・録画で足りるとした場合にも、取調べ状況の一部分を抜粋することでかえって任意性・信用性の評価を誤らせる危険があることが指摘されている。

録音・録画制度は取調べの適正と任意性・信用性判断の容易化を図るための政策的措置であると考えられるならば、録音・録画の範囲は、監督機能と記録機能のバランス、任意性・信用性の評価を誤るリスク、全過程を録音・録画することによって生じうる被疑者に

対する萎縮の効果や信頼関係構築への弊害、といった要素の総合考慮の下で結論を出すほかないであろう。これに加え、録音・録画記録を公判手続のどの段階で取り扱うか、すなわち任意性審理を公判前整理期日と公判期日のいずれで行うべきか、後者とした場合に関係者の名誉・プライバシー等の保護に対してどのような配慮が可能か、も問題となる。

③ 取調べの録音・録画をそもそも義務化するか否かは争いのあるところである。捜査機関の恣意的な運用に対する懸念から、録音・録画の実施を義務化するべきとの立場がある一方で、録音・録画記録の欠缺により任意性・信用性の立証に検察官が失敗することのリスクを踏まえながら、取調べや被疑者に関する具体的状況に応じて実施の有無を捜査機関が判断すればよいという考え方もあり得よう。

被疑者側が録音・録画の実施を拒否した場合には、義務化の肯否と、録音・録画の実施を被疑者の権利とみるか否かで、帰結が異なってくる。すなわち、(a)録音・録画は権利主体たる被疑者の選択にかかるとした場合、被疑者の同意なき録音・録画は、実施が義務的か否かに関わりなく許されず、未実施に対する制裁もない。(b)録音・録画は政策の問題であり、しかし実施は義務的であるとするならば、被疑者の意思に関わりなく録音・録画は実施されなければならない、被疑者が供述をしないことの不利益は捜査機関が基本的に負う。ただし、被疑者が拒否した場合のには録音・録画を実施しなくてもよいとする例外規定を設ける余地はある。(c)録音・録画は政策の問題であり、かつ実施は義務的でないとするならば、被疑者の意思に関わりなく録音・録画を実施して供述を得られないリスクを負うか、被疑者の希望どおりに録音・録画を止めるかは、取調官の判断に委ねられる。そして、未実施に対する制裁は、公判で任意性・信用性の立証に失敗することのリスクということになるが、裁判所が、被疑者が録音・録画を拒んだ事実を踏まえて判断する余地はある。この点、アメリカ合衆国マサチューセッツ州最高裁判所が2005年に下したディジタルバティスタ判決の方針に倣えば、(c)を採用することになる。

以上、明確な結論を示すには至らなかったが、ポイントとなる視点を明らかにしたので、下記(4)の点も踏まえながら、刑事司法システムのバランスを崩さない制度設計が今後求められる。

#### (4) 刑事司法全体へのインパクト

諸外国と比較しても、わが国の捜査実務において取調べが果たす重要性は大きい。その

背景として、他の客観的証拠(物的証拠)を収集する捜査手段に対する規制が厳しいこと、わが国の実体刑法が犯罪の主観面(故意・過失)を重視していること、取調べの過程で反省の態度を示した被疑者を起訴猶予にして早期の社会復帰と更生を目指すのが刑事政策的にも有効だと考えられていること、などが挙げられる。

従って、取調べの活用を制約する場合には、他の捜査手段を拡充や実体刑法の構造を見直しといった大規模な改革が不可欠となるのである。このうち、実体刑法の改革はあまりにも大きな課題であるため、本研究では、他の捜査手段を拡充する可能性について検討を加えた。

第一に、いわゆる「科学的捜査」に分類される手段は、科学技術の進歩に伴い常に新しいものが登場するが、1999年にすでに法定された通信傍受については、施行から12年間の運用は決して積極的なものであったとはいえない。その理由として、通信傍受法上定められた要件の厳しさが指摘されている。今後、積極的な活用の途を開くためには、対象犯罪の拡大と、立会い要件の緩和が必要である。

第二に、他の科学的捜査として、DNA型データベースの活用が考えられる。遺留DNA型記録と被疑者DNA型記録を収集する対象となる事件を拡げることで、より実用的なデータベースが確立されることとなる。他方、サンプルの取扱い等、運用上の正確性を確保しなければ、2007年に再審無罪判決が下った足利事件のような冤罪が発生する危険性に留意しなければならない。

第三に、潜在化・地下化の傾向が認められる組織的犯罪の摘発のためには、身分秘匿捜査の活用が考えられる。とりわけ、捜査官の身分を秘匿しながら犯罪の実行を働きかけて行うおとり捜査については、2004年の最高裁決定が示唆的な判示をしており、対象を薬物犯罪に限定している現状よりも拡充する余地が残されている。

第四に、仮に録音・録画制度の導入が多かれ少なかれ被疑者を萎縮させることで取調べによる真相解明が阻害されてしまう場合に、あるいは単に取調べの実効性をさらに高めるための方策として、被疑者の自発的な供述を促すための制度の導入が議論される可能性がある。具体的には、被疑者が自白その他の供述を積極的に行うことの「報酬」を何らかの形で与えるという制度である。いわゆる司法取引・答弁取引がその典型だが、量刑減免や王冠証人など、個別具体的な取引を伴わない制度も存在する。また、刑事免責と引き替えに証言を強制する制度もある。もっと

も、これらの方策は、真相解明に資することが期待されるものの、検察官と被疑者・弁護人との間で個別に交わされる「取引」の要素を含む制度は、運用次第では刑事司法の公正さ・廉潔さに対する国民の信頼を揺るがすおそれがある。導入には慎重な検討を要する。他方、このように大幅な制度改革を伴わずして、被疑者取調べに多大な影響を及ぼす録音・録画制度は採りがたい、とも言えるのである。

#### (5) 成果の位置づけと今後の展望

本研究で得られた成果は、未だ途上にある同制度をめぐる議論に寄与するものと思われる。もっとも、考察を十分に詰められなかった点を含め、本研究で全ての論点を解決できたわけではないので、現在開催されている法制審議会の議論も踏まえながら、今後さらに具体的な提言を行っていきたい。また、録音・録画記録を公判において任意性立証のためにいかに活用するかは、本研究終了時までには検討できなかったものの、引き続き検討しなければならない課題である。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

- (1) 堀田周吾、ミランダ・ルールと任意性テスト(一)、法学会雑誌、査読無、54巻1号、2013年、417-439
- (2) 堀田周吾、多様な捜査手段と被疑者取調べの今後、警察政策、査読無、15巻、2013年、173-193
- (3) 堀田周吾、取調べの可視化、法学セミナー、査読無、698号、2013年、6-9
- (4) 堀田周吾、取調べの録音・録画と合衆国裁判所の監督権、法学会雑誌、査読無、53巻1号、2012年、231-260
- (5) 堀田周吾、取調べの録音・録画と被疑者の権利、法学会雑誌、査読無、52巻2号、2012年、235-274

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

堀田 周吾 (HOTTA SHUGO)  
首都大学東京・社会科学部研究科・准教授  
研究者番号：30381437